

追記

【改訂版】

三原市 地域福祉計画

平成26（2014）年度～令和5（2023）年度

改訂 令和元（2019）年6月

追記 令和3（2021）年3月

広島県三原市

4 成年後見制度利用促進の取組

(三原市成年後見制度利用促進基本計画)

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資するものです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成28(2016)年5月13日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されました。市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な施策を市町村計画として定めるよう努めると明記されています。国は令和3年度末までに全市町が、この市町村計画を定めること、また地域連携ネットワークの中核となる機関を設置することをKPI(成果指標)として掲げています。

本市においても、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分ではない人の本人らしい生活を守るために成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組み、成年後見利用の促進を行います。

(1) 権利擁護支援における地域連携ネットワークとは

地域連携ネットワークとは、判断能力が十分ではない人が成年後見制度を利用し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みのことです。「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期段階からの相談・支援体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を実現する体制の整備が必要です。

具体的には、①本人に身近な親族や福祉・医療・地域等の関係者と後見人とで構成され、日常的に本人の見守り・支援をおこなう「チーム」、②法律・福祉の専門職団体や関係機関の連携体制を強化し、成年後見制度に関する情報共有をし、必要に応じ、「チーム」に対し専門的な助言や成年後見制度の利用の促進を図る方策の検討などを行う「協議体」、③専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など地域連携ネットワークの中核を担う「中核機関」の3つの体制の整備と連携が重要となります。

(2) 現状と課題

① 支援者が感じる成年後見制度の課題

三原市内の地域包括支援センターや障害者相談支援事業などを調査対象として行った調査※1では、成年後見制度の課題や問題について「本人の理解・同意を得るのが難しい」が全体の34.5%で最も多く、「どのタイミングで制度を利用したらよいかわからない」が32.9%と次いで多い結果となっています。

また、成年後見制度に期待する機能としては「成年後見制度に関する専門的な相談機関(窓

口)の設置」が47.3%と最も多く、次いで「成年後見制度の利用手続きに関する専門的な相談支援」が39.3%と続いています。特に、「専門的な相談窓口の設置」は、それぞれの属性の中で最も多く選ばれたことから、権利擁護の専門的な相談への対応ができる機能の必要性が高いと考えられます。

② 三原市における成年後見利用促進事業の現状と課題

内容	現 状	課 題
広報啓発	後見制度の講演会実施（1回／年）	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者となりうる専門職への広報・啓発ができていない。 ・市民向けの講演会の参加者が少ない。 ・支援者の知識不足などで後見制度を利用した方がよいかの判断ができない場合がある。
相談	市や高齢者・障害者の相談窓口での相談対応	専門的な相談の対応に苦慮する場合がある。
利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座受講の助成 ・市長申立候補者職種の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座受講後のフォローアップ体制ができていない。 ・受任調整は職種の候補しかできていない。 ・親族申立に対する支援が十分ではない。
後見人支援	市長申立の後見人就任後のケア会議の開催	本人等申立や親族後見人への支援が不十分。
ネットワーク		司法関係者を含めたネットワークがない。

(3) 具体的施策

- ① 権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を行います。（広報機能）
- ② 相談窓口を明確化し、本人や支援者からの相談対応を行います。（相談機能）
- ③ 市長申立、成年後見人報酬助成などの利用支援及び市民後見人育成などの利用促進の取組を行います。（利用促進機能）
- ④ 後見人の活動が円滑に行われるよう関係者との連携や、法律の専門家へのつなぎ支援を行います。（後見人支援）
- ⑤ 上記①から④までの機能のあり方を検討する協議体を設置します。
- ⑥ 権利擁護の専門的な相談と連携を図る機関として、上記①から④までの機能を備えた地域連携ネットワークの中核機関を設置します。

※1 三原市保健福祉部高齢者福祉課，県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 手島 洋（2017）
「三原市権利擁護センターのあり方検討会調査研究報告書」，P42-44

5 再犯防止への取組

(三原市再犯防止推進計画)

1 はじめに（計画策定の趣旨）

全国における刑法犯の認知件数（警察が発生を認知した事件の数）及び検挙者数（警察が検挙した事件の被疑者数）は、年々減少傾向にあります。

一方、刑法犯の検挙者のうち、再犯者（検挙が2回目以上の人）の割合は微増を続けており、平成30年は48.8%となっています。本市においては、検挙者のうち、再犯者は56.5%となっています。

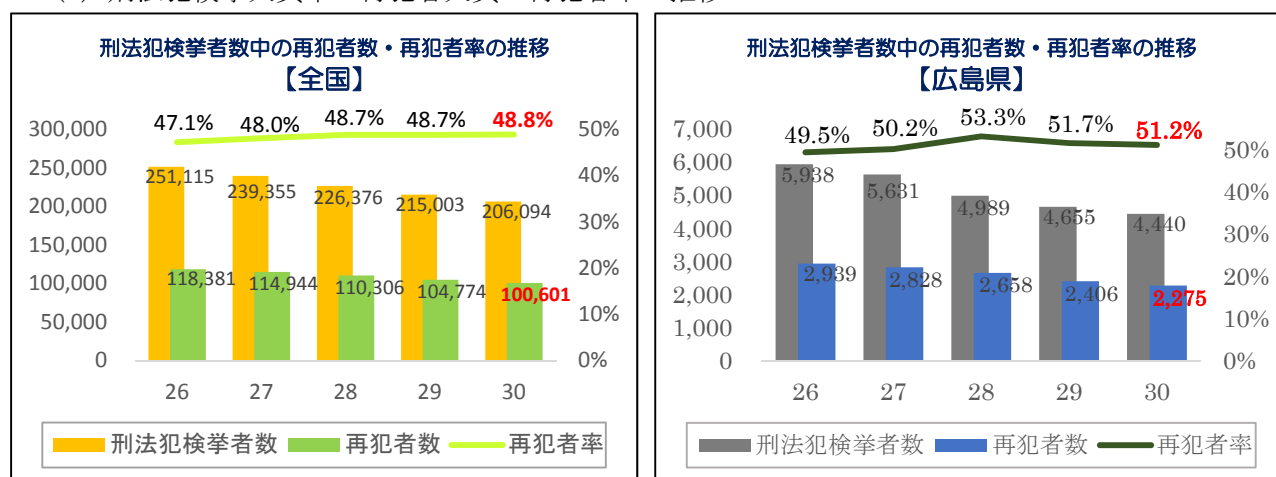
こうした状況の中、誰もが安心して地域生活を送るためには、再犯防止への取組は必要なことであり、犯罪や非行をした人の抱える問題を踏まえた取組が重要となります。

国の統計資料等によれば、生きづらさを抱える犯罪をした人等が多く、地域社会から孤立させないよう関係者間の緊密な連携協力により、犯罪をした人に寄り添った支援を行っていくことが課題となっています。

このため、市民の理解と協力を得つつ、犯罪をした人等が自分らしく暮らしていくための支援（更生支援）のあり方を明確にするとともに市内で更生支援に取り組んでいる民間協力者等への支援と連携を促進しながら、犯罪の未然防止と立ち直ろうとする人を受け入れる地域社会を実現し、円滑な社会復帰につなげ、市民が安心して暮らせる環境づくりのため、再犯の防止等に関する施策を計画的に推進する三原市再犯防止推進計画を策定します。

2 現状と課題

(1) 刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



近年、刑法犯の検挙者数は減少傾向にあり、平成30年は全国で206,094人、広島県で4,440人、本市においては191人（少年を除く）となっている。

一方、刑法犯による検挙者のうち、再犯者の割合は微増傾向にあり、平成30年は全国で48.8%、広島県で51.2%、本市においては56.5%となっている。

このような状況を踏まえ、安全安心な社会を実現するためには、再犯防止対策を推進することが必要不可欠である。

(2) 福祉サービス等へのつなぎ

犯罪に至った人の中には、地域の中の誰とも繋がっていない人、支援の狭間に埋もれている人、安定した仕事や住居がない人、障害特性があるがゆえに犯罪に至る人、障害特性に付け込まれて犯罪に巻き込まれる人等の存在が多い。これらに対応する各種支援の縦割り制度を超え、地域共生の視点を持って支える連携システムが必要である。

(3) 三原市関係組織

団体名	活動内容
三原市保護司会	保護司会に所属する保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。本市では63名の保護司が活躍しています。近年、保護司の人員が減少傾向にあることから、適任者の確保が課題となっています。
三原市更生保護女性会	更生保護女性連盟は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。本市では130名の会員が活躍しています。
三原地区協力雇用主会	協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。本市では、42社の事業主が協力しています。
BBS会	非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。本市では、12人（県立広島大学の学生）の会員が活動しています。

3 基本目標（施策方針）

(1) 関係者との緊密な連携協力

犯罪をした人等が地域で孤立することがないように、地域社会の一員として受け入れるためには、国や司法関係者、警察、民間団体、地域関係者等の連携協力が必要であり、緊密な連携協力関係の構築を目指します。

(2) 切れ目のない支援

犯罪をした人の立ち直りには、長い時間を要することがあります。本人の希望や特性等を把握し、関係機関や民間ボランティアとの連携により、切れ目のない支援を受けることができるように努めます。

(3) 普及啓発

刑務所出所者等が円滑に社会復帰をするためには、市民や地域社会の理解を深める必要があり、団体等の活動を積極的に周知し、普及・啓発等の充実を図ります。

4 主要施策（具体的施策）

内容	方向性
福祉サービス等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害のある人の相談を受け付け、その状況にあった適切な保健医療、福祉サービスを提供します。 ・相談支援事業所等において、犯罪をした人等のうち、障害者等の福祉的支援が必要なものに対して、必要な福祉サービスの円滑な提供に取り組みます。 ・地域包括支援センター等において、認知症（疑いを含む）犯罪をした人等の高齢者に関する相談を受け付け、その状況に応じた必要なサービスの円滑な提供に取り組みます。
就労・居住の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市社会福祉協議会に設置する生活困窮者自立支援事業により、就労や居住等に関する相談に応じ、関係機関と連携した支援を行います。 ・広島県居住支援協議会において、保証人の確保が困難な人への支援を行います。また、障害のある人は、三原市住居確保支援会議において、住居確保に向けた相談や保証人確保等の支援を行います。
学校教育・青少年健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して、青少年指導相談員や教育相談指導員等を配置し、必要に応じ、広島法務少年支援センターと連携して適切に相談支援を行います。 ・青少年育成三原市民会議等の民間団体が行う地域の非行防止活動に協力します。 ・非行の未然防止活動として、若者の健やかな成長を支えるための各種イベントやワークショップに関する情報の周知に努めます。

<p>防犯活動・ 啓発活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯を維持管理し、夜間の安全確保及び犯罪の防止に取り組みます。 ・防犯カメラを新たに設置する町内会等に設置費の補助を行います。 ・警察等の関係機関と連携し、特殊詐欺等の防犯情報を配信し啓発に努めます。 ・民間団体の活動を積極的に周知し、市民の理解を深めます。
<p>相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市社会福祉協議会に設置する生活困窮者自立相談支援センターみはらにおいて、犯罪をした人等の相談を受け付け、自立に向けた支援を行います。 ・女性相談員を配置し、DV等に関する様々な相談を受け付け、関係機関と連携し、犯罪をした人等の状況に応じた適切な支援を実施します。
<p>国・民間団体等との 連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間ボランティアの保護司会に補助金を交付することにより、地域の再犯防止活動を支援します。 ・「社会を明るくする運動」を保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。

資料編

1 地域福祉計画追記策定経過

年月日	内容
令和2年2月10日	三原市総合保健福祉計画推進等委員会開催 【議事】地域福祉計画追記策定の工程について
8月3日	三原市総合保健福祉計画推進等委員会 兼 第3回三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定部会の開催 【議事】三原市地域福祉計画追記（案）について
令和3年1月5日 ～27日	パブリックコメントの実施
令和3年1月29日	三原市総合保健福祉計画推進等委員会開催 【議事】・パブリックコメントの結果について ・三原市地域福祉計画追記（案）

2. 三原市総合保健福祉計画推進等委員会設置要綱

平成24年4月27日

要綱第90号

(設置)

第1条 三原市高齢者福祉計画，三原市介護保険事業計画，健康・食育みはらプラン，三原市障害者プラン及び三原市子ども・子育て支援事業計画並びにそれらの上位計画である三原市地域福祉計画を三原市総合保健福祉計画と位置づけ，三原市における一体的な保健・医療・福祉行政を推進するため，三原市総合保健福祉計画推進等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について審議する。

- (1) 三原市地域福祉計画に関すること。
- (2) 三原市高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 三原市介護保険事業計画に関すること。

- (4) 健康・食育みはらプランに関する事。
- (5) 三原市障害者プランに関する事。
- (6) 三原市子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (7) その他委員会が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は別表に掲げる機関、団体及び学識経験者で構成される委員18人以内で組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 部会長は、説明又は意見を求める必要があると認めるときは、部会の会議に第2項に規定する者以外の者を出席させることができる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係職員の出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

7 部会の庶務は，各計画を所管する課が行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成24年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日三原市要綱第10号)

この要綱は，平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月19日三原市要綱第109号)

この要綱は，公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日要綱第14号)

この要綱は，公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

住民自治組織 (三原地域)
住民自治組織 (本郷地域)
住民自治組織 (久井地域)
住民自治組織 (大和地域)
広島県東部保健所
三原市医師会
三原市歯科医師会
三原薬剤師会
三原市社会福祉協議会
三原市民生委員児童委員連合協議会
三原市地域自立支援協議会
三原市保育連盟
三原市地域包括支援センター
学識経験者

3 三原市総合保健福祉計画推進等委員会委員名簿

任期（平成30年7月10日～令和3年7月9日）

所 属	氏 名
住民自治組織代表（三原地域）	谷口 佳寿子
住民自治組織代表（本郷地域）	本山 繁則
住民自治組織代表（久井地域）	前石 和昭
住民自治組織代表（大和地域）	杉谷 辰次
学識経験者（地域福祉計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	金子 勉
学識経験者（みはら子育て応援プラン）	田中 聡子
学識経験者（健康みはら21計画）	安武 繁
学識経験者（食育推進計画）	木村 要子
学識経験者（障害者プラン）	伊藤 泰三
広島県東部保健所代表	村上 誠二
三原市医師会代表	木原 幹夫
三原市歯科医師会代表	海田 博文
三原薬剤師会代表	森広 亜紀
三原市社会福祉協議会代表	吉岡 幸治
三原市民生委員児童委員連合協議会代表	味木 文司
三原市地域自立支援協議会代表	岡田 雄幸
三原市保育連盟代表	眞田 右文
三原市地域包括支援センター代表	尾野 康雄

（敬称略）